

広島市規則第39号

令和8年3月31日

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

広島市衛生事務委任に関する規則（昭和31年広島市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第7号ウ中「第8条」を「第8条第1項」に改め、「受理」の右に「及び同条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出の受理」を加え、同号エ中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号オ中「又は助産所の廃止」を「、助産所又はオンライン診療受診施設の廃止」に、「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同号タ中「及び」の右に「病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の」を加え、同項第8号イ中「並びに」を「、」に、「受理に」を「受理並びに同条第4項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届出事項の変更の届出の受理に」に改め、同項第16号カ中「第15項」を「第13項」に改め、同号キ中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改め、同号ハ中「第72条の4」の右に「第1項及び第2項」を加え、同号ヒ中「承認前医薬品等に係る違法広告」を「特定違法広告」に改め、「中止」

の右に「、再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示」を加え、同号フ中「承認前医薬品等に係る違法広告」を「特定違法広告である特定電気通信」を加え、同号メを削り、同号モを同号メとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項第16号ハの改正規定、同号ヒの改正規定、同号フの改正規定及び同号メを削り、同号モを同号メとする改正規定は公布の日から、同号カの改正規定及び同号キの改正規定は同年5月1日から施行する。